

別府市監査委員告示第1号

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課 教育委員会 スポーツ健康課
議会事務局
企画部 秘書広報課

平成22年 3月30日

別府市監査委員 櫻井 美也子

同 浜野 弘

同 金澤 晋

監 査 報 告 書

1 監査の対象及び期間

スポーツ健康課

監査期間 平成 21 年 12 月 2 日から平成 22 年 1 月 12 日まで

議会事務局

監査期間 平成 22 年 1 月 12 日から平成 22 年 2 月 16 日まで

秘書広報課

監査期間 平成 22 年 2 月 16 日から平成 22 年 3 月 18 日まで

2 監査を実施した委員

別府市監査委員

櫻 井 美也子

同

浜 野 弘

同

金 澤 晋

3 監査の方法

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取して行った。

なお、浜野弘監査委員は、議会事務局の監査について利害関係があるので、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥した。

4 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

(スポーツ健康課関係)

(1) 使用料の徴収について

行政財産の使用許可については、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 2 項第 9 号の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

また、行政財産の使用料の減免については、市長事務部局以外の部局の長に対する事務の委任及び補助執行に関する規則第 3 条の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 別府市営弓道場・アーチェリー場の管理運営について

指定管理者の作成する事業計画書及び事業報告書については、弓道場・アーチェリー

一場の管理運営に関する協定書第 15 条及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、適正に事務処理されるよう指導されたい。

(3) 補助金の交付について

事業実績報告書が遅延しているもの、様式第 4 号による項目を満たしていないものが見受けられた。別府市補助金等交付規則を遵守されたい。

事業実績報告書に受付印のないもの、文書番号、文書の分類のないものが見受けられた。別府市文書管理規程を遵守されたい。

(4) 委託契約について

委託契約の締結に係る決裁書類等で内容に不備のあるものが散見された。組織的な日常のチェック体制の強化を図り、事務の確実な執行に努められたい。

また、契約の一種である協定書中に「任期満了の際、同一条件でさらに 1 ヶ年協定を更新したものとみなす。」との自動の更新条項が規定されているが、この規定は翌年度に支出が義務づけられる決定をその前年度に行うこととなることから予算で債務負担行為として定めなければならないものである。予算で債務負担行為として定めないのであれば、当該条項中に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該協定を解除する。」旨の条件を付けるべきである。

(5) 文書管理について

文書管理について起案用紙に添付された発送文書の控えに文書番号及び発送日が記入されていないものや鉛筆書きで訂正されているものが見受けられた。昨年の情報公開時に発送文書と異なる文書を公開するなど保存文書の管理上の問題が発生していることから別府市文書管理規程等に基づき適切な事務処理に努められるよう特に要望する。

(6) 体育指導委員に要する経費に係る事務について

おおむね適正に処理されていたが、委員任期満了時に新たに委員を委嘱する場合においては、後任者の選任が遅れることも予想されることから、その取扱いについて検討をされたい。

(7) 工事請負費について

一件の契約金額が 20 万円以内の工事について工事請負者、工事内容、見積日、工期等から判断すると同一工事として施工できるものが見受けられた。一工事として別府市契約事務規則に基づき適正に契約事務を行われたい。

また、屋根の補修工事で安全ベルトや命綱等の安全対策が欠けているものが見受けられた。万全な対策を指導監督されたい。

(議会事務局関係)

(1) 食糧費について

食糧費の経理手続きについては、おおむね適切に事務処理されているが、その執行に当たっては透明性、公開性などを十分に考慮し、可能な限り節減に努められるよう要望する。

(2) 郵便切手の管理について

郵便切手の管理については、備付けの受払簿の残枚数と実際に残っている枚数を確認したところ一致したが、備付けの受払簿が別府市文書管理規程第34条第2号に規定する郵便切手・はがき受払簿を使用していなかった。

郵便切手は、金券であることから同規程に定める郵便切手・はがき受払簿により受払いの都度、摘要欄に必要事項を記載し、適正に管理されたい。

(3) 政務調査費について

政務調査費は、平成20年3月に別府市議会政務調査費の交付に関する条例の全部改正を行い、その使途の透明性を一層高めるため、内容を証すべき会計帳簿及び調査研究報告書の写し並びに領収書の添付を義務付け、同時期に、その取扱いを統一するため、別府市議会において「政務調査費の手引き」を策定している。

今回、会計帳簿等を監査した結果、領収書の添付を義務付けた初年度であり、不慣れな面もあったと思料するが、一定の透明性は確保されていた。

しかし、政務調査費をもって充てることが適当でないと思われるもの、添付した領収書等では使途の適否等を判断しかねるもの、また、調査視察に伴い義務付けられている調査研究報告書の写しを添付していないものなど使途基準の統一的な取扱いを定めた「政務調査費の手引き」に準拠していないものが見受けられた。

政務調査費の使途については、明白に調査研究活動と認められないものを除き、会派及び議員の自主的な判断に委ねられ、広範な裁量が認められているが、公費で負担しているものであることから、その必要性や合理性が市民の理解と信頼を得られるものでなければならぬものである。

支出の透明性を確保する意味から、議会において現行の「政務調査費の手引き」の見直しを判例等を参考に随時検討され、その遵守を要望します。

(秘書広報課関係)

(1) 広告料について

業者から提出された見積書や請求書で日付のないものが見受けられた。チェック体制の強化に努め、適正に事務処理されたい。